この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が、条約附属書Ⅱ第８規則の規定によつて検査されたこと。

2　検査の結果、この船舶の構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が条約附属書Ⅱに定める関係要件に完全に適合していること。

3　この船舶が、条約附属書Ⅱ第14規則によつて要求される方法及び設備の手引書を備えること並びに当該手引書に定めるこの船舶の設備及び装置がすべての点において満足なものであること。

4　この船舶が、条約附属書Ⅱのすべての関連する規定を遵守することを条件として、次の有害液体物質のばら積みの運送のための当該規定に適合すること。

有害液体物質	運送の状態（タンク番号等）	汚　染　分　類
署名し、かつ、日付を入れて追加される紙面に続く。		

この証書は、条約附属書Ⅱ第８規則の規定による検査が行われることを条件として、……まで効力を有する。

この証書の根拠となる検査が完了した日……において発給した。

（証書の発給の場所）

……　……

（発給の日）　（証書の発給について権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

注１　ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書（ＮＬＳ証書）は、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。船舶の旗国である国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

注２　決議Ａ.600(15)により同機関が採択した国際海事機関船舶識別番号方式に従うこと。

年次検査及び中間検査のための裏書

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅱ第８規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

年次検査　署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査(注)／中間検査(注)　署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査(注)／中間検査(注)　署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

年次検査　署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅱ第10規則8.3の規定に基づく年次検査又は中間検査

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅱ第10規則8.3の規定に基づく年次検査(注)又は中間検査(注)において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

条約附属書Ⅱ第10規則３の規定を適用する場合に５年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、条約の関係規定に適合しており、したがつて、この証書は、条約附属書Ⅱ第10規則３の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

更新検査の完了後、条約附属書Ⅱ第10規則４の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、条約の関係規定に適合しており、したがつて、この証書は、条約附属書Ⅱ第10規則４の規定に基づいて、……まで効力を有するものとする。

署名……

（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）